平成29年度 部活動における適切な活動日の実施状況 【調査結果概要】

市町村立中学校

平成29年3月28日「部活動における適切な活動日の設定について」(教育長通知)

- ・中学校の1週間の活動日は、原則として5日以内とし、土曜日・日曜日はいずれか1日とする。
- ・また、毎月第3日曜日(県家庭の日)は完全休養日とする。
- ・ただし、公式試合等や3連休の中日になる場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、適切に休養日を確保すること。

	10月結果		2月結果		前回比
調査項目	回答校数: 部活動数:1		回答校数: 部活動数:1	124校 I, 083部	
① 適切な休養日を設定した学校数	110校	88.7%	114校	91.9%	3.2%
② 適切な休養を実施した部活動数	801部	※ 71.1%	873部	※ 80.6%	9.5%
③ 第3日曜日を休養日と設定した学校数	76校	61.3%	85校	68.5%	7.2%
④ 第3日曜日の休養を実施した部活動数	507部	※ 45.0%	602部	※ 55.6%	10.6%

※部活動数が月により異なるのは、調査の時期の部活動の有無による

県立高等学校

平成29年3月28日「部活動における適切な活動日の設定について」(教育長通知)

- ・高等学校の1週間の活動日は、原則として6日以内とする。
- ・また、毎月1日以上の週休日を完全休養日とする。

		10月結果		2月結果		前回比十
			回答校数: 50校 部活動数:913部			
1	適切な休養日を設定した学校数	48校	94.1%	50校	100.0%	5.9%
2	適切な休養を実施した部活動数	840部	※ 89.8%	901部	※ 98.7%	8.9%
3	月1日以上の週休日の完全休養日を設定した学校数	40校	78.4%	47校	89.4%	11.0%
4	月1日以上の週休日の完全休養を実施した部活動数	660部	※ 70.8%	833部	※ 91.2%	20.4%

- ※学校数が月により異なるのは、2月に部活動実施がない学校があったことによる
- ※部活動数が月により異なるのは、調査の時期の部活動の有無による
- ※ ②、④は①、②において設定していないと回答した学校は、回答していない。 この欄は、設定していない学校も含めたすべての学校の部活動数に対する設定状況を 表した数値。

大分県の運動部活動の在り方に関する方針(仮称)策定に向けて

平成30年5月22日 体 育 保 健 課

1 国のガイドライン

〇平成30年3月19日付けスポーツ庁次長通知

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営 等に係る取組の徹底について」

※内容は、別紙資料参照

2 本県の現状

○平成29年3月28日付け教育長通知

「部活動における適切な活動日の設定について」

・中学校:1週間の活動日は、原則5日以内、土曜日・日曜日はいずれか1日とする。

・高校:1週間の活動日は、原則6日以内とする。

○平成30年4月3日付け体育保健課長通知

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営 等に係る取組の徹底について」

・県の方針策定について、早期に策定することを通知

・中学校:国のガイドライン及び教育長通知(呼ぬ2時3月28日間)に基づき、適切な運営

・高 校:県の方針通知までの間は、教育長通知(〒成2年3月28日111)を運用

3 県の方針策定の根拠と有識者会議の開催の目的等

(1) 県の方針策定の根拠

【運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月 スポーツ庁)】

- 1 適切な運営のための体制整備 (1)運動部活動の方針の策定等
 - ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他 適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- 3 適切な休養日等の設定
 - イ 都道府県は、1 (1) に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たって は、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- (2) 有識者会議開催の目的

適切な休養日等の設定については、現状の通知の運用状況を踏まえ、関係者の意見を幅広く聴き、県の方針に反映させる必要があるため。

(3) スケジュール

第1回	5月下旬	国のガイドラインの内容説明、本県の運動部活動の現状説明、意見交換	
第2回	6月下旬	内容検討、各委員及び団体からの意見聴取	
第3回	7月中旬	7月中旬 内容検討、最終(案)の承認、今後の日程確認	

※上記の有識者会議において、出された意見を基に県の方針を策定し、8月中に各市町村 教育委員会及び各県立学校等、関係機関に通知する。

(4)委員

・学識経験、高体連、中体連、スポーツ医科学、市町村教委、PTA、県立学校、私立学校、 総合型地域スポーツクラブ、県体育協会 (各関係者)

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月 スポーツ庁)抜粋

本ガイドライン策定の趣旨等

- <u>本ガイドラインは、義務教育である中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)段階の運動部活動を主な対象とし、</u>生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、<u>高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用</u>し、速やかに改革に取り組む。<u>その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意</u>する。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
- ア <u>都道府県は</u>、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な 運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ <u>市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、</u>本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、<u>「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定</u>する。
- ウ <u>校長は、</u>学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、<u>「学校の</u> 運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道 府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からの ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
 - 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び 日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加 等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を 取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、あ る程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む) は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ <u>都道府県は、</u>1 (1) に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、 上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- ウ 学校の設置者は、1 (1) に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- エ 校長は、1 (1) に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記 の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動 時間を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、 その運用を徹底する。
- オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、 定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けるこ とや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。